平成２８年（フ）第３３４号
東京都品川区南品川６丁目７番地１号　フィルＡ１―401
破産者　株式会社中島電興
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３５号
東京都品川区南大井３丁目６―12―101
破産者　菊池　　茂
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４３号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目５番２号
破産者　有限会社ワーカー・ビー
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４４号
東京都江戸川区春江町５丁目５―28
破産者　森本　正和
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４６号
東京都渋谷区猿楽町30番８号
破産者　株式会社インターネットテレビジョン
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４７号
東京都立川市栄町５丁目13―９
破産者　神山　好則
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５号
東京都墨田区菊川３丁目７番10号
破産者　富士硝子株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５６号
東京都墨田区菊川３丁目７―10
破産者　中野　雅彦
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７３号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　株式会社ジャスティス
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７４号
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町１丁目１―１　ベイステージ横浜432―118号
破産者　由佐　武夫
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２号
東京都葛飾区東四つ木２丁目８番13号
破産者　ニヘイ運送有限会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３号
東京都江戸川区西篠崎１丁目11―21
破産者　高橋　由勝
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７号
東京都東村山市美住町１丁目４―15　美住町１丁目第３アパート　１―507
破産者　福良　泰仙
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０２号
東京都江東区青海２丁目７番４号
破産者　株式会社アスプル
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３号
千葉県我孫子市中里19―５、開始決定時の住所東京都渋谷区広尾５丁目24―１―301
破産者　中井　雅啓
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３０号
東京都中央区日本橋人形町１―18―９　ＡＴビル５階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町1259番地１―609
破産者　株式会社シンクプラン
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町1259―１―609
破産者　小澤　孝俊
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３６号
東京都東久留米市南沢３―13―15　パレドール302
破産者　株式会社建希創
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３７号
埼玉県所沢市中新井４丁目37―10
破産者　渡部　雄太
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３９号
東京都新宿区西新宿１―14―10　西新宿ビル４階
破産者　株式会社Ｒｅｂａ―ｄｅ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４０号
東京都北区東田端１丁目７―12―402　ハイツナカムラⅡ
破産者　宮川真奈美（旧姓杉山）
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部